

平将明議員が主導する「『貸金業法改正』の影響と対策に関する勉強会」による貸金業法改悪の提言に抗議する声明

整理回収機構は、商工ローン SFCG（旧商工ファンド）から高利貸金債権を譲り受け日本振興銀行に損害を与えたとして、前会長木村剛氏らとともに社外取締役であった平将明衆議院議員に対し50億円の損害賠償などを求める訴訟を東京地裁に提訴したと公表した。

平将明議員はこれまで繰り返しサラ金・商工ローン等高利貸金業者を擁護する論陣を張り、現在は超党派の高利貸し擁護派の議員による「『貸金業法改正』の影響と対策に関する勉強会」を主導し、同「勉強会」は、貸金業法等を改悪して、再び上限金利を引き上げ、また、総量規制を緩和する等の提言を行っている。

改正貸金業法は、深刻化する多重債務問題を解決するために、平成18年に国民的議論を経た上で国会で全会一致で成立した画期的な法律である。同法改正後、多重債務問題は沈静化の方向に転換し、官民を挙げた多重債務対策の取り組みも全国に広がっている。そして高金利引き下げ・過剰融資規制が平成22年6月に完全施行されたが、その後も混乱等は生じることなく、多重債務者の救済は着実に前進している。

しかし、この改正貸金業法を改悪しようとする高利貸金業界の動きに歩調を合わせる政治家が残念ながら今なお存在する。平将明議員は、SFCGなど貸金業者との関係が根強い日本振興銀行の社外取締役という立場にあったものであり、貸金業者を擁護する主張は、政策と言うよりも私的利益から発せられてきたものと疑いを持たざるを得ない。そしてSFCGの破産、日本振興銀行の破綻、SFCG社長大島健伸氏や日本振興銀行前会長木村剛氏の刑事立件など、多くの顧客に被害を与え、社会経済を混乱させた責任は、日本振興銀行の社外取締役という地位にあった平将明議員にも存する。

このような事情に鑑みれば、提言の内容は勿論のこと、平将明議員が主導する「勉強会」のあり方そのものにも強い疑問を呈さざるを得ない。

よって「勉強会」による貸金業法等改悪の提言の撤回を求める。政治家に求められているのは、国民が高利・多重債務被害に陥らないような、高利貸しに頼らなくても生活・事業ができる社会の実現を目指すための勉強である。良心のある国会議員はこのような高利貸しを擁護する一部の動きに惑わされないことを強く願うものである。

2011年8月25日

全国クレジット・サラ金問題対策協議会
代表幹事 木村達也